



白杵第五加入区	区第二五三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		上浦第十加入区	区第二三三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、ハ、e、g及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上で点ニから一八〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから一八〇メートルの点
白杵第六加入区	区第二五三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、ハ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		上浦第一加入区	区第三二三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ロ、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上で点ニから一八〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから一八〇メートルの点
白杵第七加入区	区第二七三〇号の漁業権の漁場の区域		上浦第一二加入区	区第三二三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、ニ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
津久見第一加入区	区第二八三〇号の漁業権の漁場の区域				
津久見第二加入区	区第二八三一号の漁業権の漁場の区域				
津久見第四加入区	区第二八三三号の漁業権の漁場の区域		佐伯第一加入区	区第三五三〇号の漁業権の漁場の区域	
津久見第五加入区	区第二八三五号の漁業権の漁場の区域		佐伯第二加入区	区第三五三一号の漁業権の漁場の区域	
津久見第九加入区	区第二八四〇号の漁業権の漁場の区域		佐伯第三加入区	区第三五三二号の漁業権の漁場の区域	
保戸島第一加入区	区第三〇三〇号の漁業権の漁場の区域		佐伯第四加入区	区第三五三三〇号の漁業権の漁場の区域	
上浦第五加入区	区第三二三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点ニ、a、g、c及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点ニ、ハを結んだ線上で点ニから二五〇メートルの点 b 点イ、ロを結んだ線上で点イから二五〇メートルの点 c 点イ、ニを結んだ線上で点ニから二七七メートルの点 d 点イ、ニを結んだ線上で点ニから五五四メートルの点 e 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから二五〇メートルの点 f 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから五〇〇メートルの点 g 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線の交点 h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線の交点	佐伯第七加入区	区第三六三〇号の漁業権の漁場の区域	
上浦第六加入区	区第三二三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、g、h、d及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 点イ、ニを結んだ線上で点ニから二七七メートルの点 d 点イ、ニを結んだ線上で点ニから五五四メートルの点	佐伯第一四加入区	区第三六三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点ホ、f、e、基点第一一〇二号及び点ホの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線上で点ロから三四〇メートルの点 b 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから三〇〇メートルの点 c 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから六四〇メートルの点 d 点イ、ロを結んだ線上で点ロから六八〇メートルの点 e 基点第一一〇二号より佐伯市大字塩内浦の大羽山東端見通し線上一一〇メートルの点 f 基点第一一〇一号から基点第一〇三三三号見通し線上一七〇メートルの点 g 基点第一一〇一号から基点第一〇三三三号見通し線上二六五メートルの点 h 点c、dの中点
上浦第七加入区	区第三二三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、h、b、イ及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	e 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから二五〇メートルの点 f 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから五〇〇メートルの点	佐伯第一五加入区	区第三六三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、g、h、d、イ、e及びfの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上浦第八加入区	区第三二三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、f、ロ、b及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線の交点 h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線の交点	佐伯第一六加入区	区第三六三二二号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、ニ、c、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上浦第九加入区	区第三二三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、e、f、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		佐伯第一七加入区	区第三六三三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	

佐伯第一八加入区	区第三六三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点口、ハ、b、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域			○号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	三〇号を結んだ線に平行に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
佐伯第二二加入区	区第三六三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二〇二号、点イ、a、bの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、口を結んだ線上で点イから二三メートルの点 b 点aから点イ、口を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点	鶴見第一四加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、ロ、a、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二三メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四八メートルの点 c 点イ、口を結んだ線上で点ロから一五メートルの点 d 点イ、口を結んだ線上で点ロから三〇メートルの点 e 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから一四五メートルの点 f 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから二九〇メートルの点 g 点aから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点c、eを結んだ線との交点 h 点bから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点c、eを結んだ線との交点 i 点aから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点d、fを結んだ線との交点 j 点bから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点d、fを結んだ線との交点
佐伯第二三加入区	区第三六三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、a、ロ、基点第一〇三三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		鶴見第一五加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、a、b、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第一加入区	区第三八三〇号の漁業権の漁場の区域		鶴見第一六加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ハ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第四加入区	区第三八三三号の漁業権の漁場の区域		鶴見第一七加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、c、g、i及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第五加入区	区第三八三四号の漁業権の漁場の区域		鶴見第一八加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点i、g、h、j及びiの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第六加入区	区第三九三二号の漁業権の漁場の区域		鶴見第一九加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点j、h、e、f及びjの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第七加入区	区第三八三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点二八九号、点イ、a、bの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、口を結んだ線上の中間点 b 点aから点イ、口を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点	鶴見第二〇加入区	区第四一三〇号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、d、f、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第八加入区	区第三八三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、a、ロ、基点第二九〇号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		鶴見第二二加入区	区第三八三五号の漁業権の漁場の区域	
鶴見第九加入区	区第三八三二号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二一九号、点イ、a、cの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、口を結んだ線と基点第一二二九号から二二七度の線との交点 b 点イ、口を結んだ線と基点第一二二九号から二〇三度の線との交点 c 点aから点ロ、基点第一二二三〇号を結んだ線に平行に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 d 点bから点ロ、基点第一二二三	鶴見第二三加入区	区第三八三三〇号の漁業権の漁場の区域	
鶴見第十加入区	区第三八三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、a、b、dの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		米水津第一加入区	区第四三三〇号の漁業権の漁場の区域	
鶴見第一一加入区	区第三八三二号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、b、ロ、基点第一二三				

米水津第二加入区	区第四三三一号の漁業権の漁場の区域		高潮時海岸線とによって囲まれた区域	高潮時海岸線との交点 点dから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
米水津第四加入区	区第四三三五号の漁業権の漁場の区域		区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ロ、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	f 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点
米水津第五加入区	区第四三三六号の漁業権の漁場の区域		区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、d、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点
米水津第七加入区	区第四三三八号の漁業権の漁場の区域		区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、d、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点
米水津第八加入区	区第四三三九号の漁業権の漁場の区域		区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、d、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第一二加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二一六号、点へ、ホ、ニ、c、d及びbの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	a 基点第二八五号と点ロを結んだ線上の点ロから一三〇メートルの点 b 基点第一二一六号と点aを結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線との交点	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、d、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第一三加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、ハ、a、d及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 点ハ、ニを結んだ線上の点ハから二二〇メートルの点 d 点cから点ハ、ニを結んだ線に垂直に伸ばした線と点a、bを結んだ線との交点 e 点c、dを結んだ見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、ハ、a、d及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四一度三〇分の線との交点 b 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四七度の線との交点 c 基点第二七五号から四一度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点
米水津第一四加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、a、ロ、e及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	d 点cから点ハ、ニを結んだ線に垂直に伸ばした線と点a、bを結んだ線との交点 e 点c、dを結んだ見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、a、ロ、e及びdの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	
米水津第一五加入区	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、e、イ及び基点第二八〇号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	e 点c、dを結んだ見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点	区第四三三四号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、e、イ及び基点第二八〇号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	d 基点第二七五号から四七度の線と最大高潮時海岸線との交点
米水津第一六加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第二七二号、点a、g及びeの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	a 基点第二七二号から基点第二七五号見通し線上二二〇メートルの点 b 基点第一一九四号から基点第一一九五号見通し線上一八〇メートルの点 c 点イ、ロを結んだ線上の点イから一三〇メートルの点 d 点イ、ロを結んだ線上の点ロから一三〇メートルの点 e 点cから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点ニ、ハ、d、c及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上で点イから二〇〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二〇〇メートルの点 c 点イ、ニを結んだ線上で点イから四〇〇メートルの点 d 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四〇〇メートルの点
米水津第一七加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、g、h及びfの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	c 点イ、ロを結んだ線上の点イから一三〇メートルの点 d 点イ、ロを結んだ線上の点ロから一三〇メートルの点 e 点cから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、g、h及びfの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
米水津第一八加入区	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、h、b及び基点第一一九四号の各点を順次に結んだ線と最大	e 点cから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大	区第四三三七号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、h、b、a及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	

上入津第五加入区	区第四四三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ロ、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		蒲江第六加入区	区第四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、d、e、f及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	結んだ線上で点イから一八〇メートルの点
上入津第六加入区	区第四四三四号の漁業権の漁場の区域		蒲江第七加入区	区第四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第八四五号、点e、f、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから二七〇メートルの点
下入津第一加入区	区第四四三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点ロ、d、g、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第二三七号から基点第一八二号見通し線上九〇〇メートルの点	蒲江第八加入区	区第四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二二二号、点c、f、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから五二〇メートルの点
下入津第二加入区	区第四四三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、f、h、g及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	b 基点第一一四二号から佐伯市蒲江大字畑野浦字沖黒島水取りばえ東端見通し線上九〇メートルの点	蒲江第九加入区	区第四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、g、f、c及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点c、eを結んだ線上で点eから二五〇メートルの点
下入津第三加入区	区第四四三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、ハ、b、h及びfの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 点イ、ニを結んだ線上で点イから二一〇メートルの点	蒲江第十加入区	区第四五三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、a、g、b及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点
下入津第四加入区	区第四四三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ニ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	d 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二一〇メートルの点	蒲江第一加入区	区第四五三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点ニ、e、d、b及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第一〇七二号から一八〇度一、一五〇メートルの点
下入津第五加入区	区第四四三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	e 点イ、ニを結んだ線上で点イから四二〇メートルの点	蒲江第二加入区	区第四五三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、ハ、c、d及びeの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点イ、ニを結んだ線と点イから三〇〇メートルの点
下入津第六加入区	区第四四三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	f 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四二〇メートルの点	蒲江第三加入区	区第四五三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点d、c、ロ、a及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点ロ、ハを結んだ線上で点ロから三〇〇メートルの点
下入津第七加入区	区第四四三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点a、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点	蒲江第四加入区	区第四五三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、イ及びbの各点を順次に結んだ線と点ニ、ハを結んだ線との交点	点aから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と点ニ、ハを結んだ線との交点
蒲江第五加入区	区第四五三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、ロ、d、g及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	h 点a、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	蒲江第五加入区	区第四五三三三号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、a、イ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第一二二二号、点イを結んだ線と点イ、ロを結んだ線との交点

浦江第一五加入区	区第四五三四号の漁業権の漁場の区域	名護屋第一加入区	区第四六三〇号の漁業権の漁場の区域	名護屋第一加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、e、f、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点口、イを結んだ線上で点c 口から二五〇メートルの点 d 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから二六〇メートルの点 e 点aから点口、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線との交点
名護屋第三加入区	区第四六三二号の漁業権の漁場の区域	名護屋第一二加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、f、ニ、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	名護屋第一二加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、f、ニ、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点口、イを結んだ線との交点 f 点bから点口、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線との交点 g 点a、eを結んだ線との交点 h 点c、dを結んだ線との交点 c、dを結んだ線との交点
名護屋第五加入区	区第四六三一号の漁業権の漁場の区域のうち、基点第八四二号、点d、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	名護屋第一三加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、h、d、ハ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	名護屋第一三加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点b、h、d、ハ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点a、eを結んだ線との交点 h 点b、fを結んだ線との交点 c、dを結んだ線との交点
名護屋第六加入区	区第四六三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点h、d、c、gの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	名護屋第一四加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、h、b及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	名護屋第一四加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、h、b及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点a、eを結んだ線との交点 h 点b、fを結んだ線との交点 c、dを結んだ線との交点
名護屋第七加入区	区第四六三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点g、c、b、fの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	名護屋第一五加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点口、c、g、a及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	名護屋第一五加入区	区第四六三三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点口、c、g、a及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点a、eを結んだ線との交点 h 点b、fを結んだ線との交点 c、dを結んだ線との交点
名護屋第八加入区	区第四六三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点f、b、a、eの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	名護屋第一六加入区	区第四六三六号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ロ、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	名護屋第一六加入区	区第四六三六号の漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ロ、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点a、eを結んだ線との交点 h 点b、fを結んだ線との交点 c、dを結んだ線との交点
名護屋第九加入区	区第四六三一号の漁業権の漁場の区域のうち、点e、a、イ、基点第一〇七七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	名護屋第一七加入区	区第四六三六号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、ニ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	名護屋第一七加入区	区第四六三六号の漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、ニ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	点a、eを結んだ線との交点 h 点b、fを結んだ線との交点 c、dを結んだ線との交点
名護屋第十加入区	区第四六三五号の漁業権の漁場の区域のうち、点c、イ、e、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	加入区 第一加入区	区第二八三四号の漁業権の漁場の区域	加入区 第一加入区	区第二八三四号の漁業権の漁場の区域	点の位置



大分県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月二十六日

大分県知事職務代理者  
 大分県副知事 二日市 具正

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項	備考
一般国道四四二号	豊後大野市朝地町梨小字八本棚五一二番一地从先内	平三二・三・二六	川ノ迫 (A)	杵築市山香町大字倉成	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、別府土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
県道三重野津原線	豊後大野市大野町藤北字榎田一一五一番二地内		瀬口川	杵築市山香町大字日指	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		
県道三重新殿線	豊後大野市三重町内田字地藏原四〇八一番二から		山志手	杵築市山香町大字下	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		
県道中津留轟牧口停車場線	豊後大野市三重町大白谷字ウツウ四五一番二地内		杖ヶ迫 (A)	杵築市山香町大字立石	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		
県道伏野字目線	豊後大野市清川町左右知字持川内一四八七番二地内		杖ヶ迫 (B)	杵築市山香町大字立石	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		
豊後大野市三重町伏野字古川平三二〇九番一地从先内			稲積川	杵築市山香町大字立石	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり		

大分県告示第百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。  
 平成三十一年三月二十六日

大分県知事職務代理者  
 大分県副知事 二日市 具正



	藪田(B)	藪田(A)	⑥(B) 上河内	⑥(A) 上河内	②(B) 中尾平	②(A) 中尾平	立平川	川① 吉野渡	川② 吉野渡
成	杵築市 山香町 大字倉	成	杵築市 山香町 大字南	畑	杵築市 山香町 大字日	指	杵築市 山香町 大字吉	野渡	野渡
区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	土石流		土石流
と	別図の とおり	と	別図の とおり	と	別図の とおり	と	別図の とおり	と	別図の とおり
	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり
(Blank space)									
	①(A) 下河内	(B) 西福寺	(A) 西福寺	① 吉野渡	(B) 鳥ノ江	(A) 鳥ノ江	町上(B)	町上(A)	藤田
指	杵築市 山香町 大字日	指	杵築市 山香町 大字日	野渡	杵築市 山香町 大字吉	野渡	石	石	杵築市 山香町 大字下
区域	土砂災害警戒 区域	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊
と	別図の とおり	と	別図の とおり	と	別図の とおり	と	別図の とおり	と	別図の とおり
			別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり
(Blank space)									

平成三十一年三月二十六日

大分県報 (告示)

(A) 堂ヶ迫	立石駅 通③(B)	立石駅 通③(A)	立石駅 通②	立石駅 通①	② 御屋敷	①(D) 下河内	①(C) 下河内	①(B) 下河内
杵築市 山香町 大字下	石 杵築市 山香町 大字立	石 杵築市 山香町 大字立	石 杵築市 山香町 大字立	石 杵築市 山香町 大字立	石 杵築市 山香町 大字立	指 杵築市 山香町 大字日	指 杵築市 山香町 大字日	指 杵築市 山香町 大字日
区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
④ 吉野渡	③ 吉野渡	横畑②	①(C) 柚ノ迫	①(B) 柚ノ迫	①(A) 柚ノ迫	山志手	杖ヶ迫	(B) 堂ヶ迫
野渡 杵築市 山香町 大字吉	野渡 杵築市 山香町 大字吉	武 杵築市 山香町 大字小	成 杵築市 山香町 大字倉	成 杵築市 山香町 大字倉	成 杵築市 山香町 大字倉	大字下 杵築市 山香町	石 杵築市 山香町 大字立	大字下 杵築市 山香町
区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

	刈屋(C)	刈屋(B)	刈屋(A)	② 袖ノ迫 (E)	② 袖ノ迫 (D)	② 袖ノ迫 (C)	② 袖ノ迫 (B)	② 袖ノ迫 (A)	高平②
	武 大字小 山香町 杵築市	武 大字小 山香町 杵築市	武 大字小 山香町 杵築市	成 大字倉 山香町 杵築市	成 大字倉 山香町 杵築市	成 大字倉 山香町 杵築市	成 大字倉 山香町 杵築市	成 大字倉 山香町 杵築市	成 大字倉 山香町 杵築市
	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂
	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
	④ 下河内	③ (B) 下河内	③ (A) 下河内	② (B) 下河内	② (A) 下河内	③ 中尾平	(B) 上畑 ⑦	(A) 上畑 ⑦	堀切
	指 大字日 山香町 杵築市	指 大字日 山香町 杵築市	指 大字日 山香町 杵築市	指 大字日 山香町 杵築市	指 大字日 山香町 杵築市	指 大字日 山香町 杵築市	武 大字小 山香町 杵築市	武 大字小 山香町 杵築市	武 大字小 山香町 杵築市
	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂
	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

平成三十一年三月二十六日

大分県報 (告示)



①(B) 辻ノ尾	①(A) 辻ノ尾	覚雲寺	敷③ 迎ノ屋	(F) 天川①	(E) 天川①	(D) 天川①	(C) 天川①	(B) 天川①
崎 大字川 日出町 速見郡	崎 大字川 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡
区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
中道(C)	中道(B)	中道(A)	尾園(B)	尾園(A)	① 上深江	③ 辻ノ尾	② 辻ノ尾	①(C) 辻ノ尾
原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	原 大字藤 日出町 速見郡	神 大字大 日出町 速見郡	崎 大字川 日出町 速見郡	崎 大字川 日出町 速見郡	崎 大字川 日出町 速見郡
区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

平成三十一年三月二十六日

大分県報 (告示)

一三



⑨(A) 大九郎	⑤ 大九郎	④ 大九郎	内匠②	(B) 内匠①	(A) 内匠①	内山②	内山①	須山⑤
玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(C) 伏原③	(B) 伏原③	(A) 伏原③	⑧ 大九郎	⑦ 大九郎	⑥(B) 大九郎	⑥(A) 大九郎	③ 大九郎	⑨(B) 大九郎
玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森	玖珠郡 玖珠町 大字森
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

平成三十一年三月二十六日

大分県報 (告示)

古後③	古後②	古後①	下綾垣	田代(C)	田代(B)	田代(A)	柿西川	(D) 伏原③
垣 玖珠郡 大字綾 玖珠町	垣 玖珠郡 大字綾 玖珠町	垣 玖珠郡 大字綾 玖珠町	垣 玖珠郡 大字綾 玖珠町	室 玖珠郡 大字岩 玖珠町	室 玖珠郡 大字岩 玖珠町	室 玖珠郡 大字岩 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町	大字森 玖珠郡 玖珠町
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 土石流	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり
中巢川	野矢川 3号(B)	野矢川 3号(A)	竹野(C)	竹野(B)	竹野(A)	矢野(C)	矢野(B)	矢野(A)
上 玖珠郡 大字野 玖珠町	上 玖珠郡 大字野 玖珠町	上 玖珠郡 大字野 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町	畑 玖珠郡 大字戸 玖珠町
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 土石流	壊 土石流	壊 土石流	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり



①(B) 麦ノ平	①(A) 麦ノ平	栗原川	号 谷川2	号 谷川1	川 桐木谷	川1号 小久保	猪伏川	鳥越川
上 大字野	上 大字野	田 大字町	野上 大字後	野上 大字後	野上 大字後	野上 大字後	上 大字野	上 大字野
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩	壊 地の崩							
と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの
別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの

--	--	--	--	--	--	--	--	--

鳥越②	猪伏③	(B)猪伏②	(A)猪伏②	(C)猪伏①	(B)猪伏①	(A)猪伏①	鳥越①	鳥越③
上 大字野	上 大字野	上 大字野	上 大字野	上 大字野	上 大字野	上 大字野	上 大字野	上 大字野
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの	と おりの
別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの	別 図のと おりの

--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十一年三月二十六日

大分県報 (告示)

栗原①	玖珠郡 九重町 大字町	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
栗原②	玖珠郡 九重町 大字町	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
栗原③	玖珠郡 九重町 大字後 野上	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
筋湯	玖珠郡 九重町 大字湯	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

大分県告示第四百四十五号

大分県国土利用計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七條第九項において準用する同條第五項の規定により、次のように公表する。

平成三十一年三月二十六日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県国土利用計画

目次

前文

- 一 県土の利用に関する基本構想
- 二 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 三 目標を達成するために必要な措置の概要

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七條の規定に基づき、大分県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定める計画であり、県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び大分県土地利用基本計画の基本となるものである。

この計画は、県土の利用をめぐる経済社会の変化等に対応し、必要に応じ見直しを行うものとする。

一 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保及び均衡と調和のとれた県土の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 県土利用の現状と課題

(一) 本県は、九州の北東部にあって、その最東端は佐伯市鶴見水ノ子島（東経百三十二度十分三十八秒）、最西端は日田市前津江町柚木大藪（東経百三十度四十九分二十九秒）である。また、最南端は佐伯市蒲江大字蒲江浦深島（北緯三十二度四十二分五十二秒）、最北端は東国東郡姫島村字川尻丸石鼻（北緯三十三度四十四分二十六秒）であり、総面積は国土の約一・七パーセントにあたる六千三百四十一平方キロメートルとなっている。県の東西に臼杵市から熊本県八代市にいたる中央構造線、南北にかけて霧島火山帯、西北にかけては白山火山帯が走り、源泉数全国一位の豊富な温泉が湧出し、多様な地形と豊かな自然を生み出している。

山地は「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう山群をはじめ由布、鶴見、祖母・傾等の山々が連なり、これらの山系から流れ出る水流は山国川、大野川、大分川、番匠川や筑後川の上流を成す玖珠川をはじめ多くの河川となって豊富な水資源をもたらしている。また、海岸線は総延長七百七十四キロメートルで、北部は遠浅海岸、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸と変化に富み、豊富な水産資源に恵まれている。

豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれた本県には、阿蘇くじゅう、瀬戸内海の二か所の国立公園をはじめ三か所の国定公園、五か所の県立自然公園があり、その面積は千七百四十八平方キロメートルで県土の約二十八パーセントにも達している。

(二) 県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積は、農地が五百六十一平方キロメートル（県土面積の八・八パーセント）、森林が四千五百二十七平方キロメートル（同七十一・四パーセント）、道路が二百二十九平方キロメートル（同三・六パーセント）、宅地が二百五十平方キロメートル（同三・九パーセント）等となっている。

本県の土地利用の推移をみると、都市人口の増加、交通体系の整備その他社会資本の整備などにより県民の生活や社会経済活動に対応した土地利用の転換が進み、道路、住宅地、商業用地、公園用地等が増加し、農地は減少の傾向にある。

本県では、既に人口減少社会を迎えており、今後、都市部を除き急激な人口の減少が予想されている。一部の利便性の高い地区などでは、今後も新たな機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って県土の利用と管理は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な管理のあり方を構築していくことが重要な課題となる。

また、自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図る視点が重要となる。

さらに、熊本地震をはじめとする相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。

人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中期の視点で計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。

本県の総人口は昭和六十年以降は緩やかに減少しており、今後も数十年にわたる人口減少が継続すると見込まれる。また、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業従業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業従業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施策が行われない森林もみられる。

県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、土地取引が多い都市部や高齢化が著しい山村での地籍整備が特に遅れているなど、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。さらに、都市部へ人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

(三) 人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を推進していくことも必要である。

(四) 人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的な余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒地地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、生態系を保全し、人と自然が共生

してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である。

(五) 津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災を教訓にして、県土利用の根本的な課題に対する県民意識は向上している。今後も、南海トラフ地震の発生が三十年以内に七十から八十パーセント程度と高い確率で予想されているなど、本県でも強い地震が発生する可能性がある。また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務となっている。

また、都市部においては、臨海コンビナートのように、諸機能の集中などに伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となっている。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた地域強靱化の取組を進めていくことが必要である。

### 3 県土利用の基本方針

2で示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

また、人口減少社会において、このような県土管理を実現するための方策についても、その考え方を示す。

#### (一) 適切な県土管理を実現する県土利用

適切な県土管理を実現する県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

また、住みなれた地域に住み続けたいという住民の希望を尊重するための取組が重要であり、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

農業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用を通じて、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

#### (二) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、将来にわた

り保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形で活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市部や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進する。これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

### (三) 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせさせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進

するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、それぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

### (四) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、最適な県土利用を選択するよう努める。

### (五) 多様な主体による県土の県民的経営

これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを受受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関

心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが、一層、重要となる。

#### 4 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

##### (一) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。

これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応したまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置や

バックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

##### (二) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、六次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効である。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の

特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(二) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

5 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

(一) 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通り耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

(二) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(三) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(四) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

(五) 道路

道路のうち、国道・県道等の一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安

心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(六) 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

(七) 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

(八) その他の宅地

その他の宅地については、中心市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進さ

せることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。

(九) その他（公用・公共用施設の用地）

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐震性の確保と災害時における施設の活用等に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

(十) その他（低・未利用地）

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。

(十一) その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

二 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(一) 計画の目標年次は、平成四十年とし、基準年次は平成二十八年とする。



表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	(単位: 100ha, %)			
	平成28年	平成40年	構成比	
			28年	40年
農地	561	539	8.8	8.5
森林	4,527	4,532	71.4	71.5
原野等	53	53	0.8	0.8
水面・河川・水路	165	164	2.6	2.6
道路	229	240	3.6	3.8
宅地	250	247	3.9	3.9
住宅地	157	155	2.5	2.4
工業用地	31	31	0.5	0.5
その他の宅地	62	62	1.0	1.0
その他	556	567	8.8	8.9
合計	6,341	6,341	100.0	100.0
市街地	118	118	1.9	1.9

注1 平成28年の地目別区分は、大分県調べによる。  
 2 道路は、一般道路、農道及び林道である。  
 3 市街地は国勢調査の定義による人口集中地区である。平成28年の欄の市街地の面積は平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

2 地域別の概要  
 (一) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの

(二) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成四十年において、それぞれおよそ百四万人、およそ四十五・五万世帯に達するものと想定する。  
 (三) 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。  
 (四) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしん酌して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。  
 (五) 県土の利用の基本構想に基づく平成四十年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。  
 (六) なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

地域区分	構成市郡
北部地域	中津市 豊後高田市 宇佐市
西部地域	日田市 玖珠郡
豊肥地域	竹田市 豊後大野市
南部地域	佐伯市
中部地域	大分市 白杵市 津久見市 由布市
東部地域	別府市 杵築市 国東市 東国東郡 速見郡

(二) 地域の区分は、本県における自然的、社会的、経済的条件等を考慮して、次の六区分とする。  
 (三) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準ずるものとする。  
 (四) 平成四十年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。  
 (1) 農地  
 農地の集積・集約を進めるものの、担い手の不足により農地の荒廃が進むことにより減少し、東部地域八千八百ヘクタール、中部地域九千九百ヘクタール、南部地域千七百ヘクタール、豊肥地域一万二千ヘクタール、西部地域七千ヘクタール、北部地域一万四千四百ヘクタールとなる。  
 (2) 森林  
 荒廃農地等の森林化による増加はあるものの、再生可能エネルギー施設用地等への転換が引き続き行われることにより全体としてはほぼ現状を維持し、東部地域四万七千四百ヘクタール、中部地域七万二千七百ヘクタール、南部地域八万ヘクタール、豊肥地域七万九千三百ヘクタール、西部地域九万七千二百ヘクタール、北部地域七万六千七百ヘクタールとなる。

(3) 原野等

自然環境の保全再生を進め、ほぼ現状を維持し、東部地域千ヘクタール、中部地域千ヘクタール、豊肥地域九百ヘクタール、西部地域二千百ヘクタール、北部地域三百ヘクタールとなる。

(4) 水面・河川・水路

農地の減少に伴う水路の減少により全体としてやや減少し、東部地域二千百ヘクタール、中部地域三千八百ヘクタール、南部地域二千ヘクタール、豊肥地域二千九百ヘクタール、西部地域二千四百ヘクタール、北部地域三千三百ヘクタールとなる。

(5) 道路

国道・県道等の一般道路、農道及び林道の交通網の総合的な整備推進により増加し、東部地域三千七百ヘクタール、中部地域五千五百ヘクタール、南部地域二千四百ヘクタール、豊肥地域三千六百ヘクタール、西部地域三千九百ヘクタール、北部地域四千九百ヘクタールとなる。

(6) 宅地

住宅地については、人口の減少、世帯数の減少等により全体として減少し、東部地域二千六百ヘクタール、中部地域五千五百ヘクタール、南部地域千ヘクタール、豊肥地域千三百ヘクタール、西部地域千三百ヘクタール、北部地域三千八百ヘクタールとなる。

工業用地については、東部地域百ヘクタール、中部地域二千二百ヘクタール、南部地域百ヘクタール、豊肥地域百ヘクタール、西部地域百ヘクタール、北部地域四百ヘクタールとなる。

事務所、店舗等その他の宅地については、東部地域千ヘクタール、中部地域千五百ヘクタール、南部地域五百ヘクタール、豊肥地域六百ヘクタール、西部地域千五百ヘクタール、北部地域千四百ヘクタールとなる。

(7) その他

全体として微増となり、東部地域一万三千三百ヘクタール、中部地域一万六千五百ヘクタール、南部地域三千六百ヘクタール、豊肥地域七千六百ヘクタール、西部地域六千ヘクタール、北部地域九千七百ヘクタールとなる。

(8) 市街地

全体として人口減少による減少があるものの、人口集中地域としてはほぼ現状を維持し、東部地域千八百ヘクタール、中部地域七千七百ヘクタール、南部地域八百

三 目標を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件などを踏まえて総合的かつ計画的な利用を図る必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県及び市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用及び、国土利用計画全国計画、本計画、同市町村計画等、土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画を活用し、地域が主体となった土地利用を推進するため、基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体等、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、都道府県の土地利用の総合調整を積極的に行う。

2 県土の保全と安全性の確保

(一) 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用などにも配慮した治水施設等の整備を通じて、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域での公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。また、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

また、渇水に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

(二) 森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流

域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

(三) 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。

(四) 市街地等における安全性を高めるため、市街地等において、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の対策を進める。

### 3 持続可能な国土の管理

(一) 都市の集約化に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導などを図る。また、高齢者等の移動手段が確保されたまらづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を促進するため、地域の実情に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなく取組を促進する。

(二) 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を發揮させるため、農業の担い手による営農等の効率化に向けて農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地利用の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進・六次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。

(三) 持続可能な森林管理のため、新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域に応じた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐材等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。

(四) 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的に進める。

(五) 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切に行う。

(六) 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全、再生、創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

### 4 自然環境の保全・再生と生物多様性の確保

(一) 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

(二) 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を促進する。

(三) 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を図る。また、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等を検討する。県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成を段階的・有機的に形づくるとともに、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。

(四) 自然環境及び生物多様性に関しては、生態系や種の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、豊かな自然環境の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

(五) 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法等の開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。

(六) ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組み。さらに、公共交通

機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを促進する。

(七) 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。

(八) 循環型社会の形成に向けて三Rが不可欠であり、特に二R（リデュース、リユース）の取組を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、最終処分場については既存施設の延命化を図るとともに、必要に応じて用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

### 5 土地の有効利用の促進

(一) 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者のマッチングや空き家を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。

(二) 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等による、良好な道路景観の形成を図る。

(三) 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

### 6 土地利用の転換の適正化

(一) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であって

も、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

特に、人口減少下にも関わらず農林地等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市部の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等の転換を抑制する。

(二) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共施設等の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

(三) 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

### 7 県土に関する調査の推進

県土の総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

さらに、県民による国土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

### 8 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

### 9 多様な主体による適切な県土管理の推進

所有者、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体の森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材

製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十三号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長

木 俊 廣

「介護老人保健施設の長」の下に「介護医療院の長」を、「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

一 指定病院中

「医療法人碩和会轟木整形外科病院」  
〃 大字南宇佐七六六を

「社会医療法人玄真堂轟木整形外科病院」  
〃 大字南宇佐七六六に改める。

二 指定介護老人保健施設中

「老人保健施設いでゆの園 別府市大字北石垣八四六一二」  
〃 千代町二一五を

「老人保健施設いでゆの園 別府市大字北石垣八四六一二」に改める。

五 指定保護施設を六 指定保護施設とし、四 指定身体障害者支援施設を五 指定身体障害者支援施設とし、三 指定老人ホームを四 指定老人ホームとし、二 指定介護老人保健施設の次に次のように加える。

三 指定介護医療院

介護医療院 くるき 別府市照波園町一四一八

介護医療院 ちはし 〃 千代町二一五

### ○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月二十六日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察本部庁舎別館ほか十三施設で使用する電気

二百六十二万六千五百二十四キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部会計課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成三十一年二月一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額

三千九百七十五万九千三百二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年十二月十八日

平成三十一年三月二十六日

大分県報（告示・選管委告示・公告）